

産後ケア事業について

産後ケア事業においては、事業実施率は上がってきているものの、あらゆるニーズに対応した受入体制の確保には未だ至っていない。委託先確保を課題とする市町村が多い一方で、その対応策の一つである広域連携の実施はまだ広がっていない。その結果、本人の利用希望に応じて受入を行う市町村の数もまだ少なく、需要に対して十分な提供ができていない状況であると言える。また、4か月以降の対象者の利用実態に合わせた受入体制の整備が今後の課題となっている。

事業の充実にあたっては、支援が必要となる方を確実に把握し、適切なケアへと連携していく仕組みが必要不可欠である。そのためには、産婦健診実施・分娩取扱い医療機関や産後ケア事業実施機関、精神科医療機関、など様々な関係機関との情報の連携を行うことが求められる。今後、そうした情報連携をより負荷なく円滑に進めるための仕組みづくりが必要となる。すでに一部の市町村では情報連携フローやフォーマットの構築が始まっており、こうした取組の横展開が求められていくであろう。

さらに、安全・ケアの質を含めたガイドライン等の整備も必要となる。また、利用を促進するうえで、利便性の向上も求められている。特に、事業の利用にあたって市町村窓口まで申請に行かなければならないなど、産婦の負担が大きいと言った声もみられた。オンライン申請の導入などより負担なく利用できる仕組みづくりも今後検討していく必要があるだろう。今後ユニバーサルなサービス利用を推進していくためには、こうした要件の判定なしに利用を求める希望者全てに対して利用を認めていけるような体制の整備が必要となる。しかしながら、ヒアリングにもあった通り、限られた財源と資源の中で限られた委託先とともに受け入れている現状においては、何等かの利用条件を設定して数を限定せざるを得ないという課題もある。

産婦健康診査事業について

産婦健診においては、実施率は比較的高く、1か月健診が75.6%、2週間健診は65.2%の市町村で実施がされている。また、産婦健診を行っている市町村においては、市町村を超えた利用は9割を超えており、6割近くが集合契約を実施するなど、都道府県を中心とした実施体制の構築も進んできている。今後は更なる実施率の向上や事業実施体制の確保に向けて、都道府県による広域連携の支援の推進が求められる。

また、事業実施上の課題として最も多く挙がっていたのが支援対象者に関する情報連携であり、51.6%にも上った。電話での随時報告はほとんどの市町村で行われているものの、報告書式による情報連携や定期的な連絡会議の開催などが求められてくるであろう。

これらの情報連携によって把握された対象者を適切な支援につなげていくことは重要である。現状、市町村の対応としては、産後ケア事業につないでいる割合が高く85%に上った。一方で、必要に応じて精神科医療機関等につなぐなどの連携もさらに求められていくだろう。対象者のニーズに合わせて、すでに行われている様々な母子保健事業を活用することで、切れ目のない支援を提供することができる。

産前・産後サポート事業における多胎妊産婦等支援について

多胎妊産婦等支援については、実施率が低く、特に小規模市町村ではほとんど実施されていない。背景として対象となる産婦が少ないことが挙げられていた。1市町村で体制構築を行うことは難しいと想定されるので、広域連携やオンラインなどを活用することで、事業実施するなどの工夫が求められるだろう。